第３章　特別の教科　道徳

小学部又は中学部の道徳科の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，それぞれ小学校学習指導要領第３章又は中学校学習指導要領第３章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする。

１　児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して，強く生きようとする意欲を高め，明るい生活態度を養うとともに，健全な人生観の育成を図る必要があること。

２　各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動との関連を密にしながら，経験の拡充を図り，豊かな道徳的心情を育て，広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。

３　知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，内容の指導に当たっては，個々の児童又は生徒の知的障害の状態，生活年齢，学習状況及び経験等に応じて，適切に指導の重点を定め，指導内容を具体化し，体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

第４章　外国語活動

第１款　視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

小学部における外国語活動の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，小学校学習指導要領第４章に示すものに準ずるほか，次の事項に配慮するものとする。

１　児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて，指導内容を適切に精選するとともに，その重点の置き方等を工夫すること。

２　指導に当たっては，自立活動における指導との密接な関連を保ち，学習効果を一層高めるようにすること。

第２款　知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

１　目　標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ，外国語や外国の文化に触れることを通して，コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 外国語を用いた体験的な活動を通して，日本語と外国語の音声の違いなどに気付き，外国語の音声に慣れ親しむようにする。

(2) 身近で簡単な事柄について，外国語に触れ，自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う。

(3) 外国語を通して，外国の文化などに触れながら，言語への関心を高め，進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

２　内　容

〔英　語〕

〔知識及び技能〕

(1) 英語の特徴等に関する事項

具体的な言語の使用場面や具体的な状況における言語活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　言語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを知ること。

イ　日本と外国の言語や文化について，以下の体験を通して慣れ親